

## 新宮ヒルズインドアテニスガーデン 会員規約

### (総則)

#### 第1条

1. 本規約は、新宮ヒルズインドアテニスガーデン（所在地：福岡県糟屋郡新宮町三代 1091-1、以下「本スクール」といいます。）または本スクールが提供する全てのサービスにおいて適用されるものとします。
2. 本規約は、本スクールを利用する者（以下「施設利用者」といいます。）が、本スクールへ入会または本スクールを利用する上で守るべき定めであり、その効力は全ての施設利用者及び及ぶものとします。

### (目的)

#### 第2条

本スクールは、スポーツを通じた施設利用者の健康維持促進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者へ提供することを目的とします。

### (会員制)

#### 第3条

1. 本スクールは会員制とし、会員とは次条に定める入会資格を満たし、次項の諸手続きを完了することで、本スクールの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を交わした個人をいいます。
2. 本スクールに入会される個人（以下「入会申込者」といいます。）は、本規約を承諾し、本スクール所定の入会申込書、同意書各種申請書等（以下「入会申込書等」といいます。）に正確な情報を記載し、提出しなければなりません。なお、本スクールで必要と判断した場合、本スクールは、入会申込者に対し、医師による診断書の提出を求めることができるものとします。
3. 本スクールは、その裁量により、入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとします。

### (入会資格)

#### 第4条

本スクールは、会員が自己管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本スクール、本スクールのスタッフおよび他の施設利用者に対し信義に従い誠実に行動することを入会の条件とします。なお、次の各号のいずれかに該当する方は本スクールの会員になることができません。

1. 本規約、本スクールの諸規則および注意事項等（以下「本規約等」といいます。）を遵守できない方
2. 社会的信用のある書面等により本人であることの確認ができない方
3. 暴力団関係者を始めとする反社会的勢力に該当すると本スクールが判断した方
4. 健康状態に異常があり、医師等により運動を禁じられている方
5. 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方
6. 本スクールにおいて過去に除名等の理由により会員資格を喪失した方
7. 公序良俗に反する行為等により、公的、私的を問わずスポーツクラブ等の会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのある方
8. その他本スクールが会員としてふさわしくないと判断した方

### (未成年者の取扱い)

#### 第5条

未成年者が会員となる場合において、その未成年者が18歳未満であるときは、本人が会員として本スクールを利用し、その親権者が本契約の契約者として一切の義務を履行するものとします。なお、当該未成年者とその親権者はそれぞれが本規約に基づく責任を負うものとします。

(会員の権利および義務)

第6条

1. 会員は、本規約等および会員種別の性質に従い、本スクールおよび付随するサービスを利用することができます。
2. 会員は、本規約等を遵守し、これらに定める義務を履行することによって会員の資格を維持できるものとします。

(本規約等の遵守)

第7条

1. 会員は、本規約等、その他本スクールが定める事項を遵守しなければなりません。
2. 会員は、本スクールの具体的な利用にあたり、本スクールのスタッフの指示に従わなければなりません。

(会費等)

第8条

1. 会員は、本スクールへの入会にあたり、本スクールが別に定める事務手数料を支払うものとします。
2. 会員は、本スクールの利用にあたり、本スクールが別に定める月会費または受講料（以下「月会費等」といいます。）を支払うものとします。  
なお、会員は、会員資格を有する限り、現に本スクールを利用しない場合も月会費等の支払義務を負うものとします。（休会等の所定の手続きを経た方を除く）
3. 本スクールが別に定める契約ロッカー等の月額利用料金（以下「各種利用料」といいます。）は月会費等に含まれず、別途支払うものとし、月会費等と同様、契約ロッカー等の利用契約を会社と交わした会員は、利用資格を有する限り、現に本スクールを利用しない場合も各種利用料の支払義務を負うものとします。（年間契約を除く会員で休会等の所定の手続きを経た方はこの限りではない）
4. 会員は、事務手数料、月会費等、各種利用料、（以下合わせて「会費等」といいます。）を、本スクールが別に定める納入期日までに、本スクール所定の方法で支払うものとします。
5. 本スクールが別に定める有料レッスン、イベント等の参加費、レンタル品の利用料等（以下「参加費等」といいます。）は月会費等に含まれないものとし、参加または利用を希望する会員はその都度、参加費等を支払うものとします。

(会費等の改定)

第9条

1. 本スクールは、会費等の改定を行うことができます。なお、この改定は、改定した日から将来に向かって適用するものとします。
2. 前項の会費等の改定を行う場合、本スクールは、本スクールの会員に対し、当該改定の1ヶ月前までに、書面によって通知するものとします。

(会費等の滞納)

第10条

1. 会員が会費等の支払を累積して2ヵ月滞納した場合、本スクールは当該会員を会員資格停止処分とし、引き続き支払を催告するものとします。
2. 第1項の会員が滞納した会費等の支払いを2回以上書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき本スクールは、当該会員を除名するものとします。

(キャンペーン特典での入会の注意点)

第11条

1. キャンペーン特典とは、入会時における、会費等の値引き、その他商品の供与等の特典を指します。
2. 入会時のキャンペーン特典は、指定する期間以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、本スクールがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。
3. キャンペーン特典を適用して入会した会員が、指定する期間の継続利用を満たさずにメンバー種別またはクラスの変更、休会、退会する場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければならないものとします。

4. キャンペーン特典を適用して入会した会員が、退会し再入会する際はキャンペーン特典対象外とする。(ただし、退会日から1年経過している場合を除く)

#### (事故の補償)

##### 第12条

1. 本スクールの開講中の事故や怪我については、コーチに瑕疵があると認められる場合は本スクールが加入している受託賠償責任保険の約款通りに補償するものとします。
2. 館内での怪我、本施設への行き帰り中の事故や怪我については本スクールが加入している障害総合保険の約款通りに補償するものとします。

#### (届出義務)

##### 第13条

1. 会員は、本スクールに提出した入会申込書等の書類に記載した氏名、住所、電話番号等の情報(以下「会員情報」といいます。)に変更があった場合には、本スクールに対し、速やかに変更を申し出るとともに、本スクール所定の方法により変更の手続きを行わなければなりません。
2. 本スクールが会員に対し、本契約に関する通知をする場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、発信された時点において会員情報が最新のものでなかったことで生ずる会員または第三者の損害について、本スクールはその責を負わないものとします。

#### (スクール受講メンバー種別またはクラスの変更)

##### 第14条

1. 会員は、スクール受講メンバー種別またはクラスを変更する場合は、本スクールが別に定めた期日までにその旨を本スクールに申し出るとともに、本スクール所定の手続きを行わなければなりません。
2. 前項の場合、本スクールが別に定めた期日を過ぎてから申し出たときは、その変更は定められた期日に基づいて変更となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。

#### (遺失物の取扱い)

##### 第15条

1. 本スクールは、本スクールの施設内において、忘れ物、落し物(以下「遺失物」といいます。)を拾得した場合は、本スクールの判断に基づき適切に取り扱うものとします。(保存期間は原則拾得日から3カ月)
2. 会員は、本スクールの施設内において、遺失物を拾得した場合は、本スクールに届け出る義務を負うものとします。

#### (休会および復帰)

##### 第16条

1. 会員は、休会の制度を適用する場合は、本スクールが別に定めた期日までにその旨を本スクールに申し出るとともに、本スクール所定の手続きを行わなければなりません。なお、本スクールが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、定められた期日に基づいて適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。
2. 休会の制度は1月単位(本スクールが、別途定めるスクール日程表に基づき算出される期間を1月とする。)となり、最大2ヶ月の期間内で適用するものとします。
3. 休会の制度を適用した会員が、キャンペーン特典において入会した会員である場合は、制限を受けるものとします。また、本スクールが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。
4. 休会を適用した会員は、申請時に指定した期間の満了後、指定したクラスで自動的に復帰するものとします。その場合、指定した期間の満了後から会費等を支払うものとします。
5. 休会を適用した会員が、申請時に指定した期間の途中で復帰する場合または期間満了後に自動復帰する場合いずれにおいても、本スクールは、定員の都合により、当該会員が申請時に指定したクラスに復帰することを保証するものではありません。
6. 会員は、当初申請した休会の期間満了の翌月以降も休会を延長する場合は、本スクールが別に定めた期日までにその旨を本スクールに申し出ると

ともに、本スクール所定の手続きを行わなければなりません。なお、本スクールが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、定められた期日に基づいて適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

7. 納入済みの月会費等はいかなる理由においても返金いたしません。（ただし、急な病気・怪我・妊娠などの身体的な理由、急な転勤・転校などを除く）

#### (退会)

##### 第17条

1. 会員が本スクールの退会を希望する場合、本スクールが別に定めた期日（以下「退会届出期日」といいます。）までにその旨を本スクールに申し出るとともに、本スクール所定の退会届を提出しなければなりません。
2. 前項の退会届は、本スクールにおいて、会員本人または本人からの正式な委任状を持参した第三者によって直接届け出なければならないものとし、本スクールはいかなる場合も、本人からの正式な委任状を持たない第三者による届出または電話、メール等による届出を受け付けません。
3. 退会は1月単位（本スクールが別途定めるスクール日程表に基づき算出される期間を1月とする。）となり、月の途中で行うことができません。
4. 前項の場合、会員は、退会当月までの会費等を支払うものとし、翌月以降の会費等は免除されるものとします。なお、会費等の未納がある場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。
5. 会員は、退会届出期日を厳守しなければならないものとし、当該期日を過ぎてから退会を申し出た場合は、定められた期日に基づいて退会となるものとします。  
その場合、会員は発生する会費等を全額支払わなければならないと、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。
6. 退会を希望する会員が第11条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、第11条3項及び4項が適応されるものとします。また、本スクールが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は適応されなくなります。

#### (禁止事項)

##### 第18条

会員は、本スクールの施設内または本スクールの施設周辺において、次の行為をしてはいけません。

1. 本スクールの施設利用者、本スクールのスタッフ、本スクールを誹謗・中傷する行為
2. 施設利用者または本スクールのスタッフに対する以下の迷惑行為
  - (ア) 殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為
  - (イ) 物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
  - (ウ) 奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為
  - (エ) 待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為
  - (オ) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為
  - (カ) レッスン中に他の生徒に対して求められていない指導行為
  - (キ) レッスン中のコーチ指導方法への要望及びクレーム
3. 盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
4. 刃物等の危険物を館内に持ち込む行為
5. 飲酒をしてからの施設の利用
6. 本スクールの施設等を故意に長時間独占する行為
7. 本スクールの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為
8. 本スクールの器具、その他の備品の持ち出し行為
9. 本スクールの許可なく施設内において撮影をする行為
10. 本スクールの許可なくインターネット上で本スクールにおける情報を公開する行為
11. 物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
12. ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
13. 社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為

14. 本スクール及びコーチへのお土産などを含む物品、飲食、金銭等の提供
15. その他本スクールの秩序を乱す行為

(入場の禁止および退場)

#### 第19条

本スクールは、会員が以下の各号の一に該当した場合、施設への入場の禁止または退場を命じることができます。

1. 本規約等を遵守しないとき。
2. 本規約に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。
3. 本規約に規定する禁止行為があったとき。
4. 飲酒等により正常に本スクールの施設を利用することが困難であると本スクールが判断したとき。
5. 負傷、発病等で施設の利用が困難であると本スクールが判断した場合で、回復等によりその原因が止んだことを証する医師の診断書および本スクール所定の誓約書の提出を本スクールが求めたにもかかわらず、これを提出しないとき。
6. その他本スクールの施設を利用することが困難であると本スクールが判断したとき。

(報告義務および会員資格の一時停止)

#### 第20条

1. 会員が以下の各号の一に該当した場合、本スクールを利用する前に本スクールにその旨を速やかに報告しなければなりません。
  - ①怪我または疾病、妊娠等により医師から運動等を禁じられたとき。
  - ②その他正常な施設利用ができないことが判明したとき。
2. 本スクールは、前項各号の報告を受けた場合、当該会員の会員資格を一時的に停止することができます。
3. 第1項各号の報告により会員資格の一時停止を受けた会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参し、本スクール所定の同意書等に署名しない限り、本スクールは、当該会員資格の一時停止を解除しないものとします。
4. 会員が、第1項各号の報告を怠りまたはその事由を隠匿して本スクールを利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、本スクールが一切責任を負わないものとします。
5. 第1項各号の事由により、または会員による第1項各号の報告もしくは第3項の会員の対応の遅延により、当該会員が本スクールを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

(賠償責任)

#### 第21条

1. 会員は、自己の責任において本スクールの施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により会員が受けた損害に対して、本スクールはその損害賠償の責を一切負わないものとします。
  - ①本規約に規定する禁止行為をした場合
  - ②本スクールの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合
  - ③施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブル
  - ④その他本スクールの責めに帰さない事由
2. 会員は、本スクールの施設等を利用中に自己の責めに帰すべき事由により、本スクール、本スクールのスタッフ、本スクールの施設等、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責を負うものとします。
3. 本スクールは、会員が施設等の利用に際して生じた負傷、発病、盗難、紛失については、本スクールの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切その損害賠償の責を負わないものとします。
4. 施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブルが発生した場合、その損害の有無にかかわらず、本スクールは一切関与しないものとし、当該会員は本スクールに対し相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。

(会員資格の強制停止)

第 2 2 条

1. 本スクールは、会員が以下の各号の一に該当した場合、会員資格の全部を停止するものとします。
  - ①会員が会費等の支払いを滞納したとき。
  - ②本スクールを利用中に意識喪失等を発症したとき。
  - ③医師から運動等を禁じられていることが判明したとき。
  - ④その他正常な施設利用ができないと本スクールが判断したとき。
2. 本スクールは、会員資格を停止されている会員について、その停止の原因が解消されたと判断した場合、当該会員の会員資格の停止を解除することができるものとします。
3. 会員資格の停止により、または会員の対応の遅延により、当該会員が本スクールを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

(除名)

第 2 3 条

1. 本スクールは、会員が以下の各号の一に該当した場合、当該会員を本スクールから除名することができます。
  - ①本規約に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。
  - ②本規約に規定する禁止行為があったとき。
  - ③会員が会費等の支払いを滞納したとき。
  - ④入会に際して本スクールに虚偽の申告をしたこと、または第 4 条に違反していることを故意に申告しなかったことが判明したとき。
  - ⑤本スクールの施設等を故意または重過失により破損したとき。
  - ⑥他の会員等の第三者または本スクールのスタッフに対するストーキング行為、セクシュアルハラスメント等、公序良俗に反する行為があったとき。
  - ⑦他の会員等との喧嘩、口論等のトラブルにより、他の会員等の施設利用または本スクールの円滑な施設運営を妨げたとき。
  - ⑧本スクール内における宗教活動、政治活動、営業行為、その他本スクールの目的に反する行為により、本スクールの秩序を乱し、または本スクールの名誉・品位を傷つけたとき。
  - ⑨その他、会員としてふさわしくない言動があったと本スクールが認めたとき。
2. 本スクールは、前項各号に該当したことにより除名対象となった会員について、その行状および状況を鑑み、除名処分を猶予し除名勧告処分に留めることができるものとします。
3. 本スクールは、会員資格を停止されている会員または本スクールから除名された会員について、本スクールの施設の利用を一切認めないものとします。

(会員資格の喪失)

第 2 4 条

1. 会員は次の場合にその資格を喪失します。
  - ①退会
  - ②死亡
  - ③除名

(会員資格の譲渡禁止等)

第 2 5 条

本スクールの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他包括承継はできないものとします。



(営業時間の変更および営業の休止)

第31条

1. 本スクールは、次の各号に該当する場合、本スクールの営業時間の変更または本スクールの営業の全部もしくは一部を休止することができるものとします。

- ①施設の点検、補修または改修をするとき。
- ②法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化等のやむを得ない事由が発生したとき。
- ③年末年始等、その他会社が一定期間の営業の休止を必要と認めるとき。

2. 前項の場合、本スクールは、会員に対し、原則として事前に第28条に基づき通知するものとします。但し、本スクールは、やむを得ない場合においては事前の通知を

省略することができるものとします。

3. 第1項の営業時間の変更または営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

(不可抗力による営業時間の変更、営業の休止および閉鎖)

第32条

1. 本スクールは、火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、その他本スクールの責めに帰さない事象が発生した場合、本スクールの営業時間を変更、本スクールの営業の全部もしくは一部を休止または本スクールを恒久的に閉鎖することができます。

2. 前項の場合、本スクールは、会員に対し、原則として事前に第28条に基づき通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略する

ことができるものとします。

3. 第1項の営業時間の変更、営業の休止または閉鎖により、会員または第三者に損害が発生したとしても、本スクールは一切の責任を負わないものとします。

4. 第1項の営業時間の変更または営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

(施設の変更)

第33条

1. 本スクールは、本スクールの運営または管理に必要と認めた場合、本スクールの施設の全部または一部を変更すること（以下「施設変更」といいます。）ができるものとします。その場合、会社は、本スクールの会員に対し、当該施設変更の1ヶ月前までに、本スクール所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。

2. 前項の施設変更後について、会員の会費等の支払義務が縮減されることはないものとします。

(施設の利用範囲の制限)

第34条

1. 本スクールは、イベント等の諸行事、その他本スクールが運営上必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用範囲を制限すること（以下「利用範囲制限」といいます。）ができるものとします。その場合、本スクールは、本スクールの会員に対し、当該利用範囲制限を開始する1週間前までに、本スクール所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。

2. 前項の利用範囲制限により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

(会員以外の施設の利用)

第35条

1. 本スクールは、有料レッスン、イベント参加者およびレンタルコート利用者など本スクールが適当と認めた会員以外の方（以下「ビジター」といいます。）に、施設を利用させることができるものとします。

2. 本スクールは、ビジターに対し、本規約に規定する会員の義務、禁止事項、損害賠償等の各条項を適用できるものとします。
3. 本スクールは、ビジターが本スクールを利用するに際し、本スクールが別に定める料金の支払いを求めることができるものとします。

(解散)

#### 第36条

1. 本スクールは32条第1項の不可抗力による場合を除きやむを得ない事情による場合には、本スクールの会員に対し、3ヶ月前に書面によって通知することにより、本スクールを解散することができます。
2. 前項の場合、本スクールは、会員に対する特別の補償は行わないものとします。

付 則

本規約は2025年2月1日より発効します。